

障がい福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業実施要領

令和8年3月18日 障福第2176号同定

第1 事業の目的

障がい分野におけるICT機器及び介護ロボット等の普及により、介護事務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備を推進する目的とする。

第2 実施主体

実施主体は別表に掲げる事業を大分県内で実施のとおりとする。

(1) 介護ロボット等の導入支援事業

障害福祉サービス事業、障害者支援施設事業、一般相談支援事業、障害児通所支援事業、障害児入所施設事業を大分県内（大分市を除く）で実施する法人（以下、「障害者支援施設事業者等」という。）

(2) ICTの導入支援事業

ア ICT機器の導入

障害福祉サービス事業、障害者支援施設事業、一般相談支援事業、障害児通所支援事業及び障害児入所支援事業を大分県内（大分市を除く）で実施する法人（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）

イ AIカメラ等の導入

障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業（居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、行動援護事業、重度障害者等包括支援事業）、就労定着支援事業、一般相談支援事業を除いた事業を大分県内（大分市を除く）で実施する法人（以下、「障害福祉事業者等」という。）

(3) パッケージ型導入

ア 介護テクノロジーのパッケージ型導入

障害者支援施設事業、共同生活援助事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、短期入所事業、重度障害者包括支援事業を大分県内で実施する法人（以下、「障害者支援施設サービス事業者等」という。）

イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

障害者支援施設事業、共同生活援助事業を大分県内で実施する法人

第3 事業の内容

(1) 介護ロボット等の導入支援事業

補助の対象となる介護ロボット等とは、次の①から③の全ての要件を満たすものをいう。

① 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」、「機能訓練支援」、「栄養管理支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

② 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

③ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(留意事項)

- ① 複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。
- ② 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の認証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
- ③ 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等、機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制が取られていること。
- ④ 介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して、介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。

(2) ICTの導入支援事業

補助の対象となるICT機器は次のとおりとする。

- i 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
- ii ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
- iii AIカメラ等
- iv 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）
- v 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

(留意事項)

- ① i の情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効

率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。

- ② ii のソフトウェアについては、次のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
 - ・施設・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。
 - ・バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。
- ③ iii のA I カメラ等の導入については、次の要件に該当する場合に対象とする。
 - ・防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。
 - ・居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。
 - ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。
 - ・利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。
 - ・カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。
 - ・撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。
- ④ ICT 導入に伴う研修会への参加を、当該補助を受けるための要件とする。
- ⑤ 過去に同様の ICT 機器を導入している場合、当該事業を活用できないものとする。
- ⑥ 情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等

のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT 技術を活用したものを対象とする。

⑦ ソフトウェアについては、次のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

- ・施設・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。

- ・バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。

⑧ AI カメラ等の導入については、次の要件に該当する場合に対象とする。

- ・防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。

- ・居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。

- ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

- ・利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

- ・カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。

- ・撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。

（3）介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業

補助の対象とする介護テクノロジーのパッケージ型導入は次のとおりとする。

ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

第 3（1）及び（2）に定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせる経費とする。

イ 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備

障害者支援施設事業者及び共同生活援助事業者が見守り機器を導入し、その機器を

効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。

- ①Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）
- ②職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）
- ③見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム 連動させるために必要な経費（見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア（既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）

第4 対象経費に係る留意事項

ア 共通

- ・当該年度中に係る経費のみを対象とする。
- ・他の国庫補助事業等により補助を受けている場合は補助対象外とする。
- ・導入にかかる消費税は補助対象外とする。
- ・原則2者以上の見積を徴し、最低価格を提示した業者を選定することとする。
- ・インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

イ 介護ロボット導入

- ・メンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。
- ・1施設・事業所当たりの補助上限額は別に定める。なお、障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、複数のサービスの指定を受けている場合は、1施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。
- ・購入（中古を除く）を原則とするが、リース又はレンタルの場合は交付決定を受けた日から当該年度末までのリース又はレンタル料相当額を限度とする。

ウ ICT機器導入

- ・通信環境機器等及び保守経費等については、情報端末、ソフトウェア、AIカメラ等の導入に必要なものに限り対象とする。
- ・購入（中古を除く）のみを補助対象とする。

エ パッケージ型導入

- ・介護ロボット及びICT機器において、複数のテクノロジーを組み合わせ導入する場合に必要な経費を補助する。ただし、介護ロボット及びICT機器は関連性のあるもののみ対象とする。ただし、別に定める介護ロボット等の1機器当たりの上限額については適用しない。

- ・第3(2)ウ(iv)通信環境機器等及び(v)保守経費等は補助対象外とする。
- ・見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

第5 申請に係る留意事項

- ・当該補助金の申請は、法人単位とする。
- ・別紙「ポイント算定表」に基づき優先順位を選定する。

第6 経費の補助

県は、予算の範囲内において、実施主体に対し事業実施に要する経費の一部を補助するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

附則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から適用する。